

第1部 基本的考え方

1 策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた方及びその御家族又は御遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、財産を奪われる、傷害を負わされる、生命を奪われる、家族を失う、といった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、心身の不調や、治療費などの経済的負担、更には周囲の理解不足等による心ない言動等の二次的被害など、様々な問題に苦しんでいます。

このような状況に置かれている犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むためには、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が権利として保障され、個々の事情に応じて適切に、途切れることなく支援が提供されるとともに、県民や事業者など周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等を地域社会で支えていくことが必要です。

県ではこれまで、2008(平成20)年に犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を、2013(平成25)年には性暴力被害者をワンストップで支援する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設(2015(平成27)年から相談時間を24時間化)し、同年度末には全市町村に犯罪被害者相談窓口を設置させるなど、犯罪被害者等支援施策の充実に努めてきました。

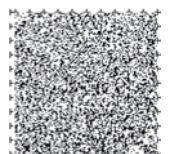
そして、2018(平成30)年3月、議員提案により、「福岡県犯罪被害者等支援条例(平成30年福岡県条例第34号。以下「条例」という。)」を制定しました。同年12月には、条例の趣旨にのっとり、第1次の「福岡県犯罪被害者等支援計画」(以下「計画」という。)を策定しました。

第1次計画では、犯罪被害者等の権利利益の保護と誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上を目指して、犯罪被害者等の相談支援体制の更なる充実、支払いが滞っている損害賠償に係る再提訴時の費用助成、犯罪被害者等支援に係る県民の理解の増進のための広報啓発等に取り組んできました。加えて、議員提案により制定された、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」(平成31年福岡県条例第19号。以下「性暴力根絶条例」という。)に基づき、医療費の公費支出等性暴力被害者等への支援の充実にほか、性暴力根絶のための教育・啓発に取り組んできました。

これらの取組により、犯罪被害者等に対する支援は拡充し、また県民の理解も進んでいるものの、依然として困難を抱える犯罪被害者等は多く、深刻な二次的被害も発生しており道半ばの状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大など、平常時と異なる状況下における新たな対応も必要となります。

こうした社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ、「第2次福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定するものです。



2 計画の目標

条例第1条の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上を目指します。

3 計画の性格

この計画は、条例第10条の規定に基づき策定するものであり、本県における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定め、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

併せて、性暴力根絶条例第21条第5項の規定に基づき、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援に関する具体的施策について定めるものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

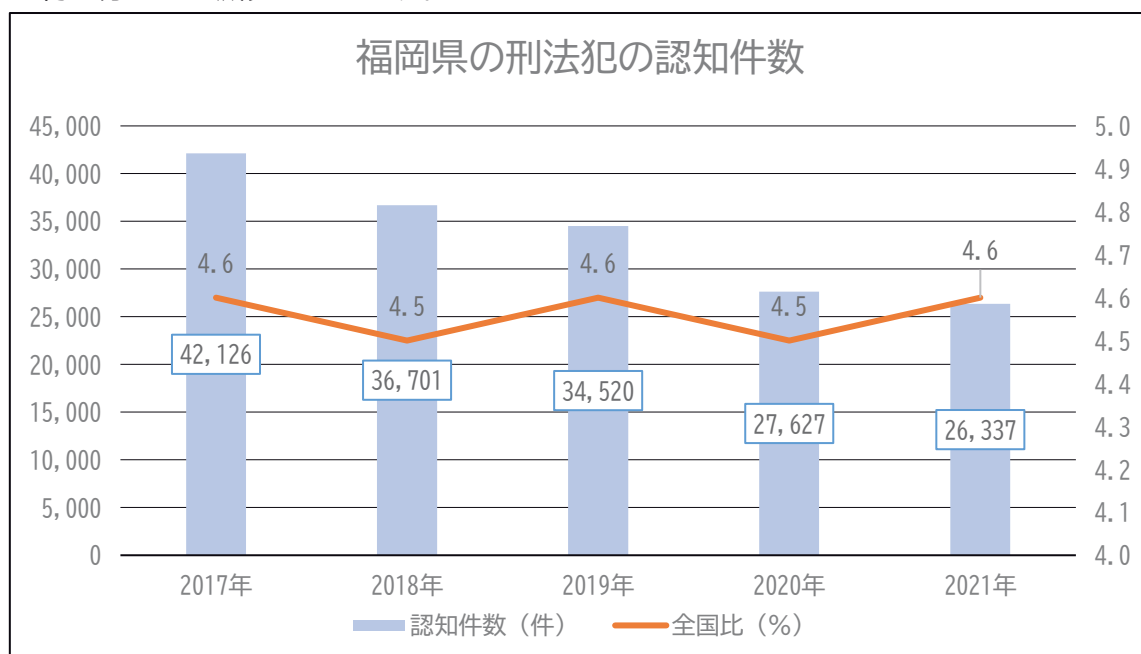
5 犯罪被害の現状

(1) 県内における犯罪等の状況

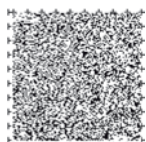
ア 刑法犯の認知件数

全国における刑法犯の認知件数は、2003（平成15）年以降減少し続け、2021（令和3）年は56万8,104件となっています。

福岡県内の刑法犯の認知件数も、2002（平成14）年の16万8,190件をピークに19年連続で減少し、2021（令和3）年には2万6,337件とピーク時の約6分の1に減少しています。



資料：警察庁「犯罪統計」



イ 主な重要犯罪等の認知件数

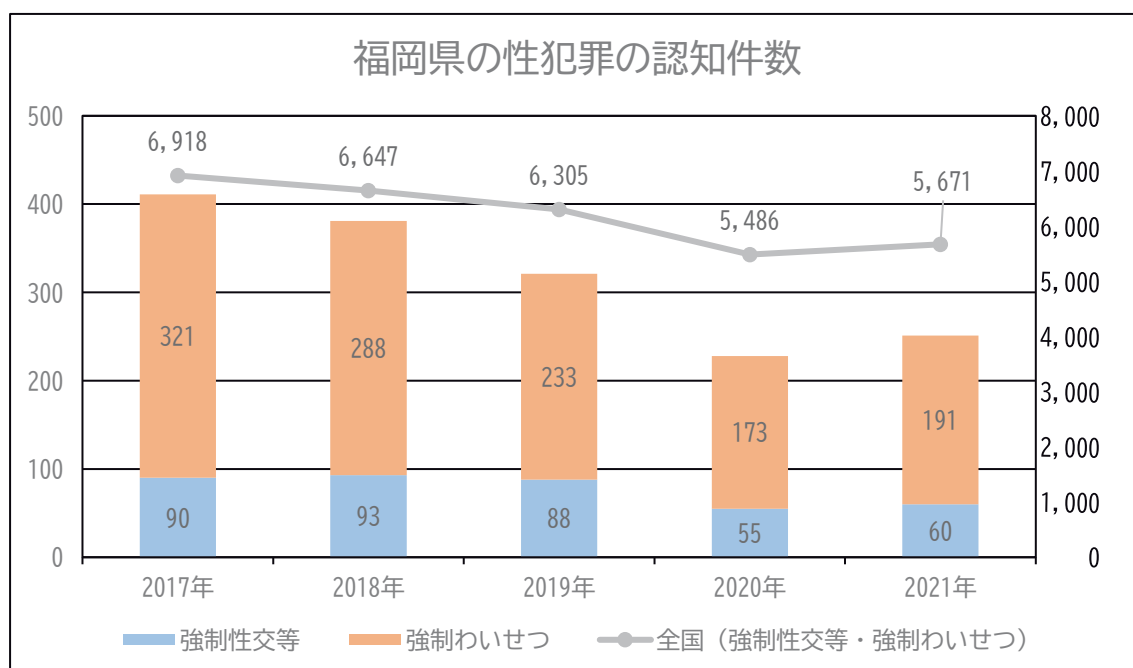
福岡県における2021（令和3）年の主な重要犯罪の認知件数は、殺人45件、強盗34件、放火42件、略取誘拐・人身売買17件、傷害671件であり、強盗及び傷害は減少傾向にあります。

	全 国					福 岡 県				
	殺人	強盗	放火	略取誘拐・ 人身売買	傷害	殺人	強盗	放火	略取誘拐・ 人身売買	傷害
2017年	920	1,852	959	239	23,286	38	86	49	14	942
2018年	915	1,787	891	304	22,523	43	57	44	13	925
2019年	950	1,511	840	293	21,188	37	52	50	11	860
2020年	929	1,397	786	337	18,963	35	44	35	14	738
2021年	874	1,138	749	389	18,145	45	34	42	17	671

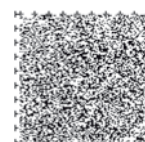
資料：警察庁「犯罪統計」、県警察本部生活安全総務課調べ

ウ 性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数

福岡県における2021（令和3）年の性犯罪の認知件数は、251件（強制性交等60件、強制わいせつ191件）と前年より23件の増加（強制性交等5件、強制わいせつ18件の増）となり、人口10万人当たりの認知件数は全国ワースト7位となっています。

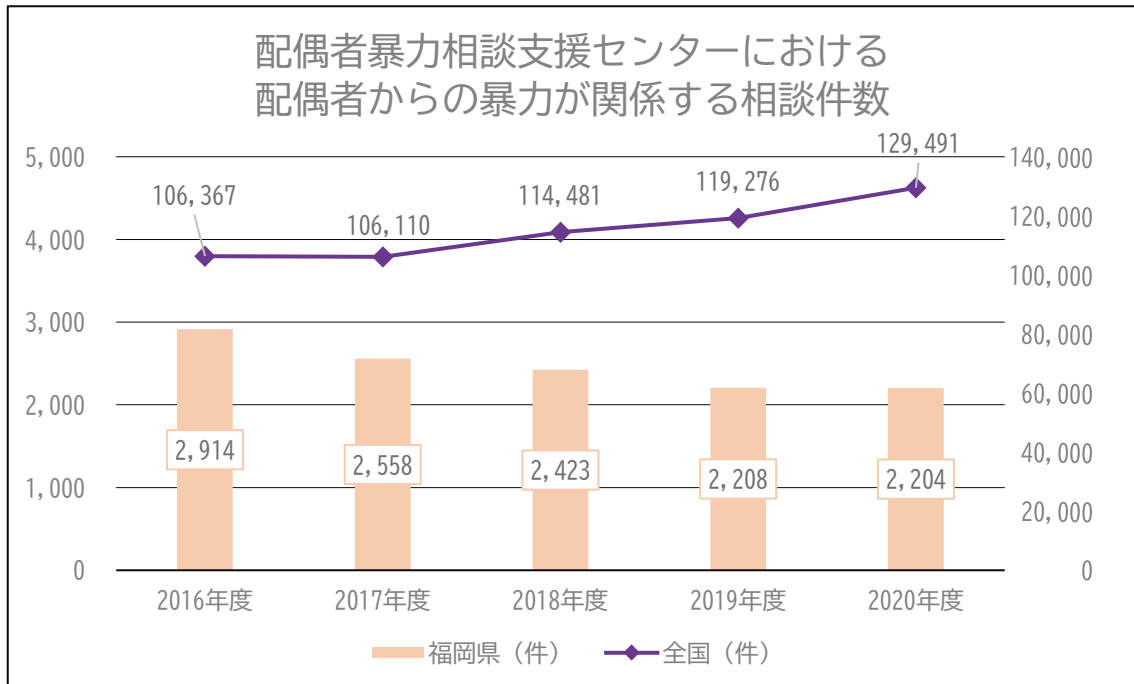


資料：警察庁「犯罪統計」



エ 配偶者からの暴力に関する相談件数

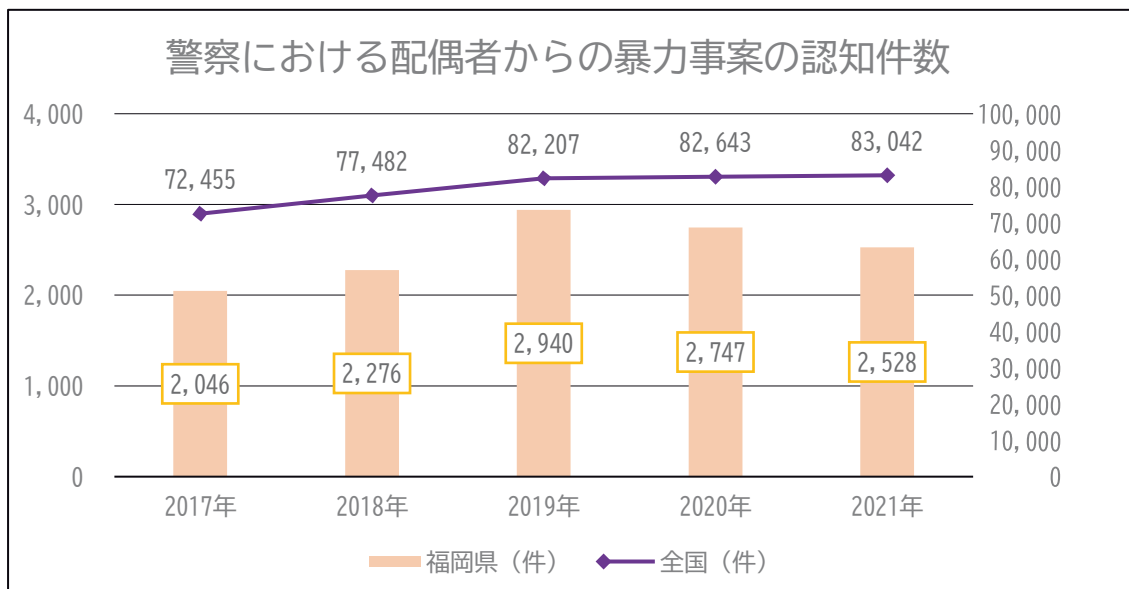
福岡県における2020（令和2）年度の配偶者からの暴力に関する相談件数は、2,204件で、前年度と大きく変わりはありません。



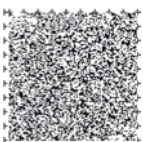
資料：内閣府ホームページ、県男女共同参画推進課調べ

オ 配偶者からの暴力案件の認知件数

福岡県における2021（令和3）年の配偶者からの暴力事案の警察での認知件数は、2,528件で、前年から減少しています。

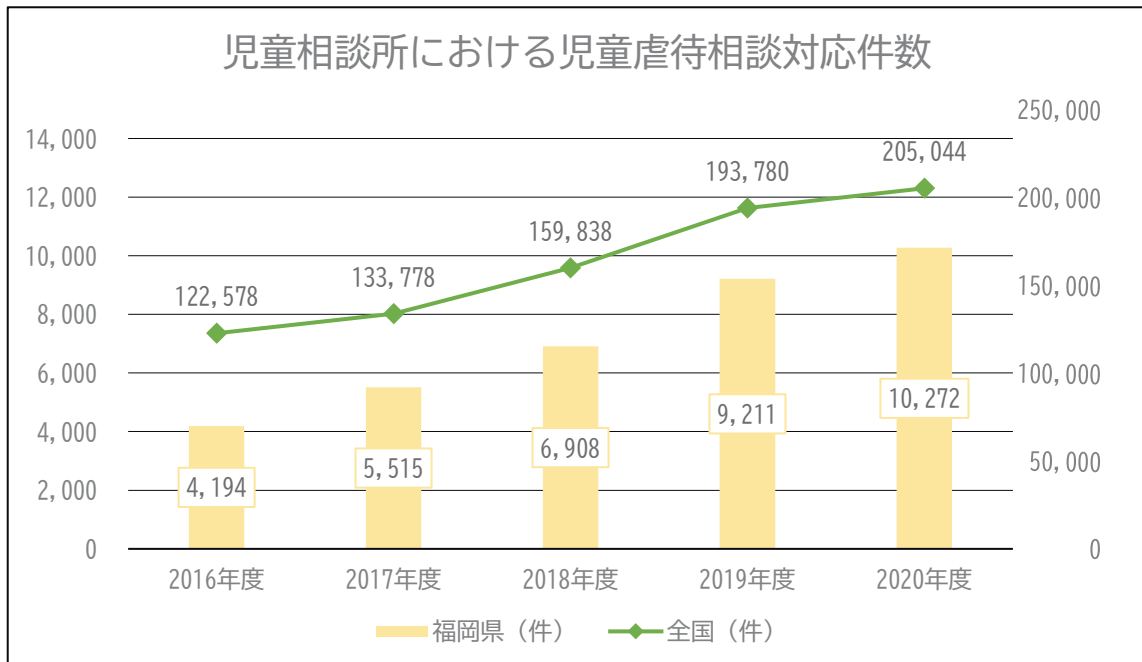


資料：警察庁ホームページ、県警察本部人身安全対策課調べ



カ 児童虐待に関する相談対応件数

福岡県の児童相談所における2020（令和2）年度の児童虐待相談対応件数は、10,272件で、前年度よりさらに増加しています。



資料：厚生労働省ホームページ

(2) 福岡犯罪被害者総合サポートセンター等における相談件数

ア 福岡犯罪被害者総合サポートセンターにおける相談件数

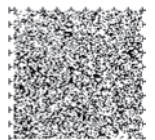
福岡犯罪被害者総合サポートセンターは、県、北九州市、福岡市及び公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営し、殺人や傷害などの被害に遭われた犯罪被害者等に対し、電話相談や面接相談、警察や裁判所等への付添などの支援を行っています。2018（平成30）年度をピークに減少し、2020（令和2）年度は594件となっています。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
相談件数	417件	498件	817件	787件	594件

イ 性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける相談件数

性暴力被害者支援センター・ふくおかは、県、北九州市、福岡市及び公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営し、性暴力の被害に遭われた方等に対し、電話相談や面接相談、産婦人科医療をはじめとする医療面のケア、警察等への付添いなどの支援を行っています。相談件数は年々増加し、2020（令和2）年度は5,353件となっています。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
相談件数	1,403件	2,705件	2,556件	2,759件	5,353件



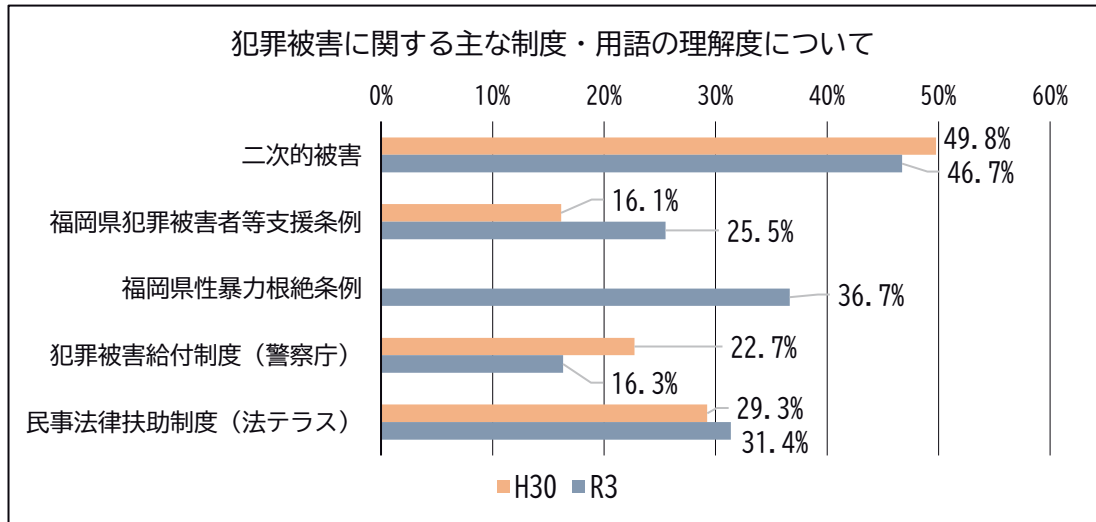
(3) 県民意識アンケート調査結果の概要

福岡県では、犯罪被害者等支援のための今後の施策に資することを目的に、2021（令和3）年6月から7月までの間に、県民の犯罪被害者等支援に関する意識について、インターネットによるアンケート調査を実施しました。（前回調査は2018（平成30）年6月から7月までの間で実施）

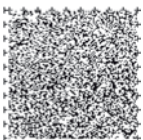
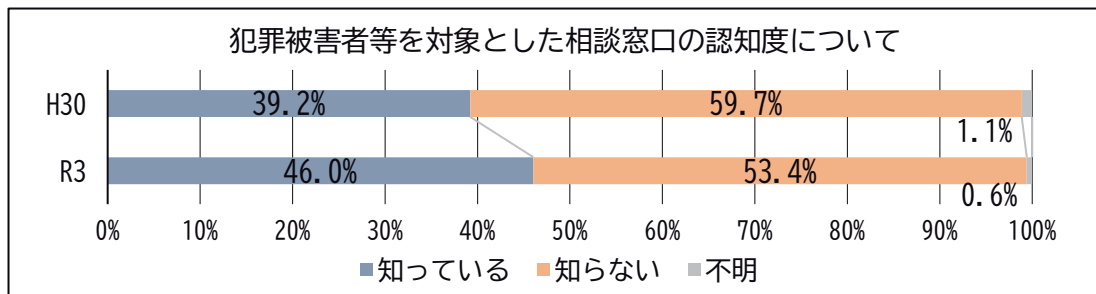
回答者数	1,023名	
内訳：犯罪被害経験なし（以下「県民一般」という。）	875名	
犯罪被害経験あり（以下「犯罪被害者等」という。）	148名	

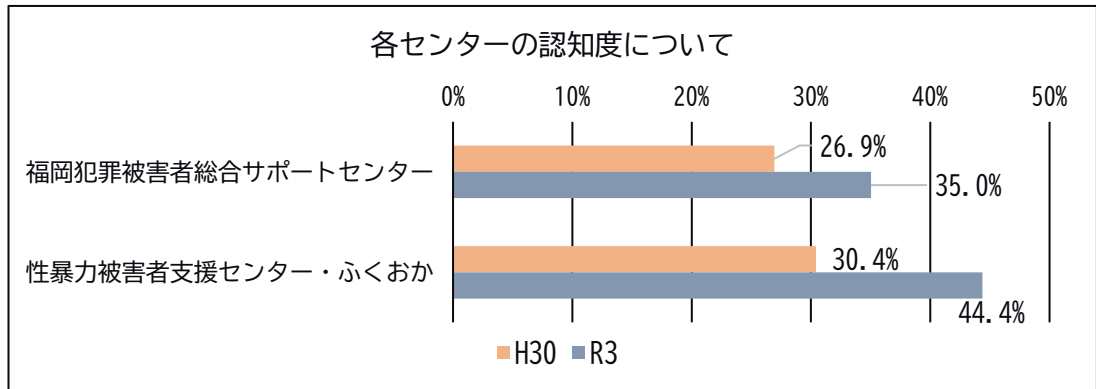
ア 犯罪被害に関する意識

- 犯罪被害に関する制度・用語について、「二次的被害」は約47%が知っているとして回答しています（前回調査約50%）。「福岡県犯罪被害者等支援条例」は約36%（前回調査約16%）、「福岡県性暴力根絶条例」は約37%（前回調査なし）、「犯罪被害給付制度（警察庁）」は約21%（前回調査約23%）、「民事法律扶助制度（法テラス）」は約31%（前回調査約29%）の人が知っているとして回答しています。



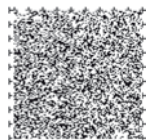
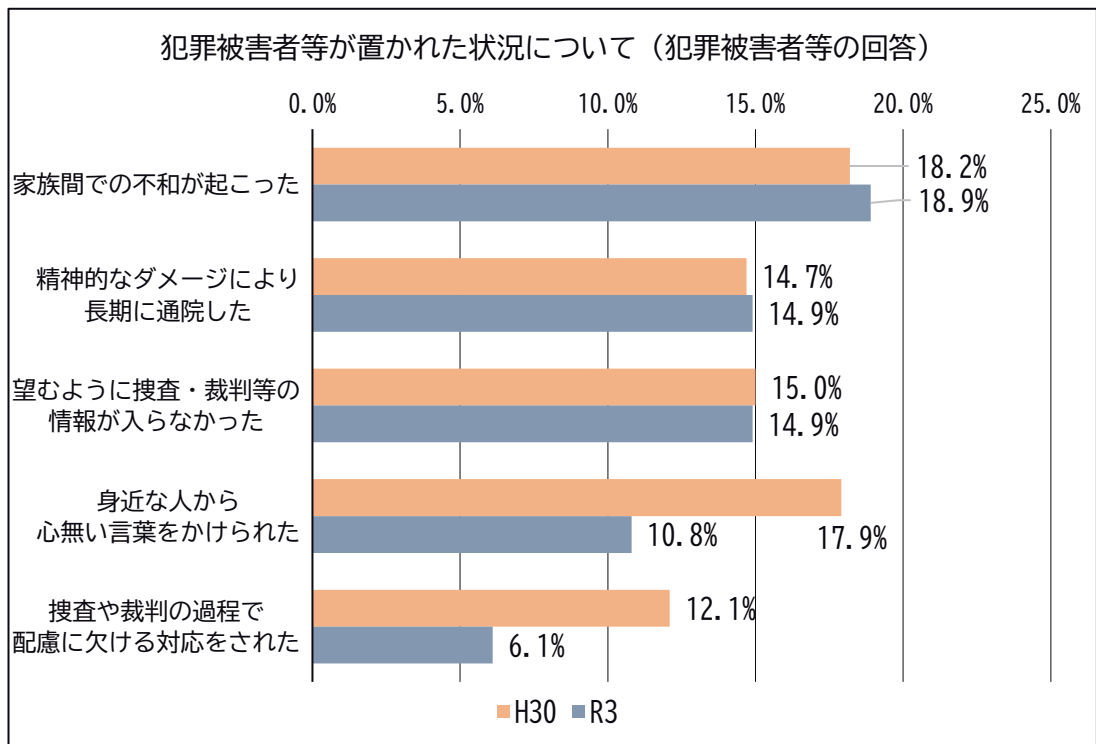
- 犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っている人は46%（前回調査約39%）います。また、県、北九州市、福岡市及び公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営している総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」は35%（前回調査約27%）、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」については約44%（前回調査約30%）の人が知っているとして回答しており、相談窓口の認知度は前回調査よりも上昇しています。





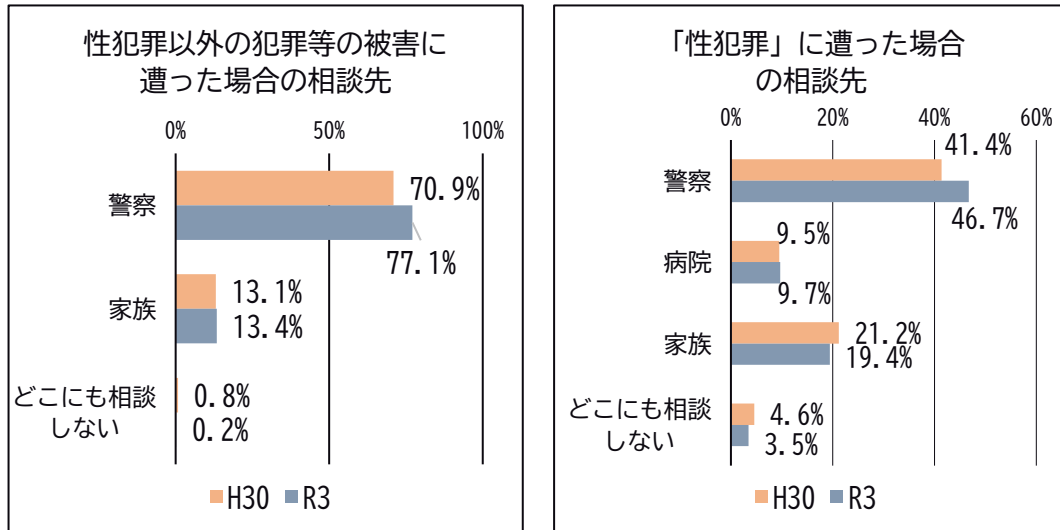
イ 犯罪被害者等が置かれた状況

- 犯罪被害者等が置かれた状況について、犯罪被害者等は、「家族間での不和が起こった」、「精神的なダメージにより長期に通院した」、「望むように捜査・裁判等の情報が入らなかった」との回答が多くなっています（前回調査から「身近な人から心無い言葉をかけられた」、「捜査や裁判の過程で配慮に欠ける対応をされた」の項目の割合が下降しています。）。

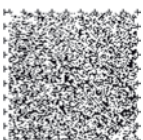
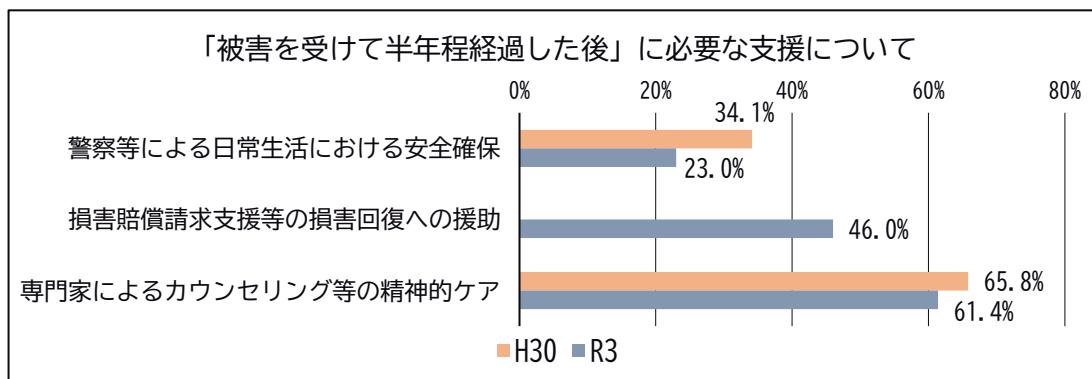
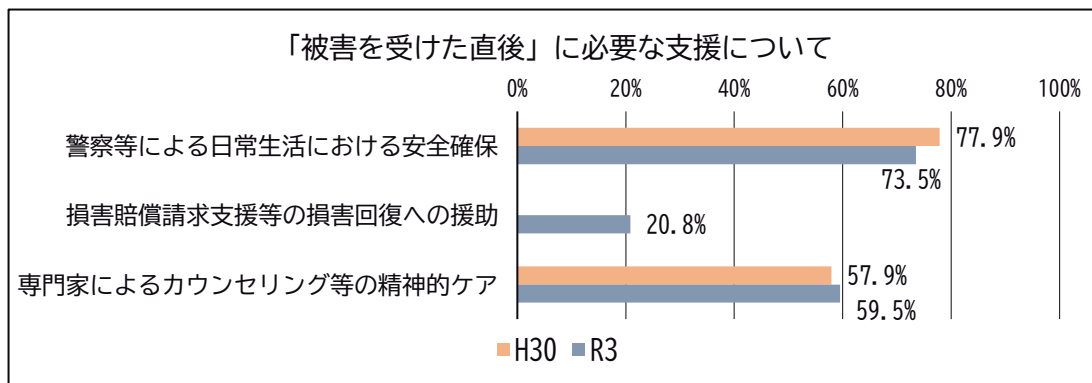


ウ 犯罪被害者等が求める支援

- 性犯罪以外の犯罪等の被害に遭った場合には、約77%の人が警察に相談すると回答（前回調査約71%）しているのに対し、性犯罪被害に遭った場合には、約47%にとどまっています。また、どこにも相談しないとの回答も約4%あります。

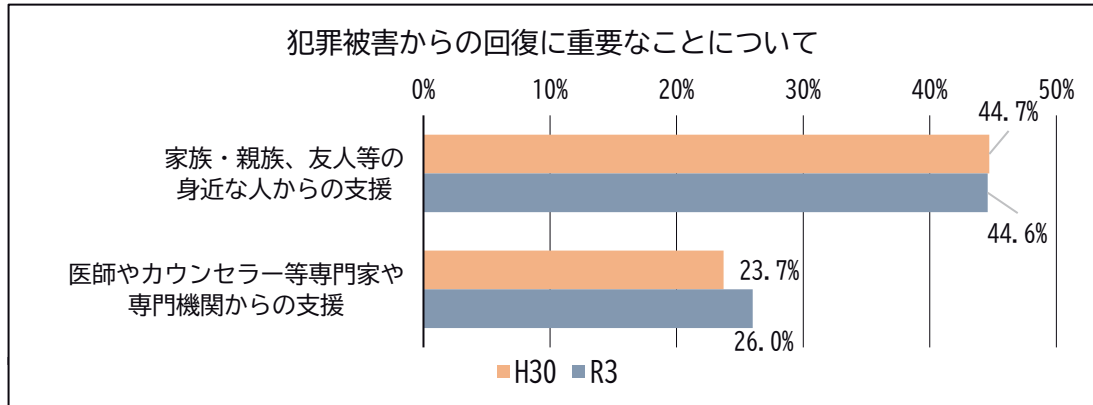


- 必要とする支援について、被害を受けた直後は、「警察等による日常生活における安全確保」の回答が最も多くなっていますが、被害を受けて半年ほど経過した後は、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」の回答が最も多くなっています。また、被害後半年後については「損害賠償請求支援等の損害回復への援助」の回答が次いで多くなっています。



Ⅱ 犯罪被害者等の被害からの回復

- 犯罪被害者等が被害から立ち直る（回復する）ために重要なことは、「家族、親族、友人等の身近な人からの支援」と回答した人が最も多く、約45%となっています（前回調査約45%）。次いで、「医師やカウンセラー等専門家や専門機関からの支援」が26%と多く、前回調査から上昇しています。



6 これまでの実績と今後の課題

(1) これまでの取組と実績

県では、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、再び平穏な生活を営めるよう、個々の事情に応じた適切な支援が途切れることなく提供される体制の整備と犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向け、犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び性暴力被害者をワンストップで支援する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の設置、各市町村における相談窓口設置促進（2016（平成28）年3月完了）など相談体制の充実と相談窓口の周知、加えて犯罪被害者等に対する県民の理解の増進のための広報啓発に取り組んできました。

第1次計画（計画期間：2019（令和元）年～2021（令和3）年）においては、基本方針を踏まえ、以下の事項について重点的に取り組みました。

① 支援体制の整備・充実

- ・「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の北九州相談窓口の開設日拡充、筑後・筑豊相談窓口の開設
- ・「性暴力被害者支援センター・ふくおか」への精神科医、弁護士等専門家配置
- ・子どもの性被害相談に対応するため、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」にプレイセラピールームを設置

② 精神的・身体的被害の回復・防止

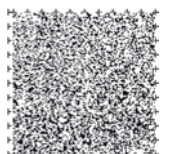
- ・性暴力被害者等に対する精神科医療費への公費支出制度の創設や産婦人科医療費への公費支出の対象拡大

③ 損害回復・経済的支援等

- ・犯罪被害者等を対象とした無料法律相談制度の創設
- ・損害賠償請求訴訟再提訴時申立手数料助成制度の創設

④ 県民等の理解の増進

- ・性暴力被害や二次的被害について県民の理解を深めるため、「性暴力根絶に向けた指針」を策定し、市町村や関係機関に配布



(2) 今後重点的に取り組むべき課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響による、家庭内等での被害の潜在化・深刻化が懸念されています。
- 性暴力に関しては、支援に従事する職員等の誤った固定観念から、被害者が責められるなど二次的被害が生じることがあります。
- 犯罪被害に遭った子どもはもとよりその兄弟姉妹は、心身に大きな影響を受けることから、教員をはじめとする周囲の大人が適切な対応や情報提供を行う必要があります。
- 県内には、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金制度を実施している市町村があり、その取組を広げていく必要があります。
- 県民意識調査によると、条例に関する認知度は前回調査より改善していますが、二次的被害に関する認知度は低下しています。相談窓口の認知度は前回調査より改善していますが、4割前後にとどまっており、犯罪被害者等に関する県民の理解や関心は十分とはいえません。また、近年では、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等が深刻な問題となっています。

7 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、次の4つの基本方針を設定します。

そして、4つの基本方針を施策の柱として犯罪被害者等に寄り添った温かみのある施策を実施していきます。

【基本方針】

- ・基本方針1 犯罪被害者等支援体制の整備・充実
- ・基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止
- ・基本方針3 損害回復・経済的支援等
- ・基本方針4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

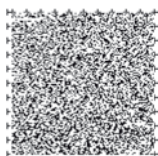
8 推進体制

計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえ、庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体と役割分担を確認し、相互協力及び連携を図りながら、施策を進める必要があります。

県では、庁内の関係課で構成される「福岡県犯罪被害及び性暴力対策庁内会議」、県内の関係機関や団体で構成される「福岡県犯罪被害者支援協議会」及び県内各地域の「警察署犯罪被害者支援協議会」が連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく同じ支援が受けられる体制を整備します。

(1) 福岡県犯罪被害及び性暴力対策庁内会議

県、県警察本部及び県教育委員会の関係課が連携強化及び情報共有等を行い、犯罪被害及び性暴力対策に係る施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、設置しています。

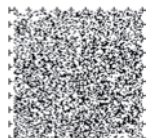


(2) 福岡県犯罪被害者支援協議会

行政機関及び民間団体等との相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえた犯罪被害者等支援活動を効果的に推進することを目的として、設置しています。

(3) 警察署犯罪被害者支援協議会

各警察署単位で地域の実情に応じて、警察署、市町村、学校、医療機関、弁護士会等の関係機関で組織する支援協議会を、県内34警察署に設置し、情報交換等による地域レベルでの連携体制を構築しています。



犯罪被害者等支援施策の推進体制

